国会事項

衆　議　院

報告書受領

九月十日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十四年度における予算使用の状況（平成二十四年度出納整理期間を含む。）

平成二十五年度第一・四半期における予算使用の状況

平成二十五年度第一・四半期における国庫の状況

又九月十三日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十四年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十四年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

人事異動

内　閣

（外務省北米局北米第一課長）

吉田　朋之

外務事務官

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

房副長官補付）内閣事務官

吉田　朋之

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を兼ねて命ずる

（同）同

川村　博司

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（同）同

川村　博司

外務省に出向させる

内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる（以上九月九日）

（厚生労働省大臣官房付）厚生

労働事務官

柳樂　晃洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房健康・医療戦略室参事官を命ずる

（厚生労働省医政局研究開発振興課長）厚生労働技官

一瀬　篤

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を命ずる

（防衛省沖縄防衛局次長）防衛

事務官

松本　俊彦

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ずる

内閣官房沖縄連絡室沖縄分室室員を命ずる

（同）防衛技官

藤井　高文

兼官を免ずる（以上九月十日）

（復興庁統括官付参事官）復興事務官

廣光　俊昭

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同

寺岡　光博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上九月十三日）

国家公安委員会

（大阪府警察本部刑事部長）警視長

桑原振一郎

栃木県警察本部長を命ずる（九月十三日）

警　察　庁

（警察庁生活安全局長）警視監

岩瀬　充明

辞職を承認する

（警察大学校副校長）同

辻　義之

警察庁生活安全局長を命ずる

（栃木県警察本部長）同

坪田　眞明

警察大学校国際警察センター所長を命ずる

（警察庁長官官房付）警視長

富田　邦敬

警察庁生活安全局地域課長を命ずる

（愛知県警察本部警務部長）同

松岡　亮介

警察庁刑事局捜査第一課長を命ずる（以上九月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月十六日メキシコ国の独立記念日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月18日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間719円」を「１時間734円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月18日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間756円」を「１時間777円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月18日

山梨労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間695円」を「１時間706円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月18日

大阪労働局長　中沖　剛

第４号中「１時間800円」を「１時間819円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月18日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間701円」を「１時間712円」に改める。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第１項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年九月十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　西部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年十月二十五日　午後一時から

三　場所　朝倉市総合市民センター（ふーぽーと甘木）、保健福祉センター棟　第７学習室（福岡県朝倉市甘木百九十八番地１）